

対象業種の例

旅館業	○ホテル営業	○旅館営業等
製造業	○木材・木製品製造 ○食料品製造 ○繊維製造 ○家具・装備品製造	○石油・石炭製品製造 ○金属製品製造 ○生産用機械器具製造 ○電気機械器具製造等
農林水産物等販売業	○農畜産物・水産物卸売業 ○食糧・飲料卸売業 ○野菜・果実小売業 ○食肉小売業 ※設備等が所在する市町内で生産された農林水産物（当該農林水産物を原料にした加工品等を含む）を、店舗において主に当該地域外の者に販売する事業が対象です。	○酒小売業 ○畜産食料品小売業 ○水産食料品小売業 ○パン・菓子小売業等 ○鮮魚小売業
情報サービス業等（半島地域における特例のみ対象）	○有線放送業 ○ポータルサイト・サービス運営業 ○コールセンター業等	○ソフトウェア業

対象設備の例

旅館業 ※半島振興法のみ対象	○食品等の製造用設備 ○工作機械	○冷凍装置 ○運搬設備等
製造業	○電気設備 ○給排水設備	○厨房設備 ○空調設備等
家屋又は構築物	○その事業に係る建物及びその付属設備（事業の用に直接供する部分のみ）	
対象設備にかかる土地	○取得から1年以内に建物の建設に着手した場合のみ対象 ○上記建物の敷地面積とする（事業の用に直接供する部分のみ）	

半島振興法における不均一課税について

対象業種	旅館業・製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業
	個人、 資本金1,000 万円以下の 法人	資本金1,000 万円超5,000 万円以下の 法人	資本金5,000 万円超の 法人	
取得要件	500万円以上の設備の 新増設	1,000万円以上の設備の 新増設	2,000万円以上の設備の 新増設	500万円以上の設備の 新増設
対象期間	平成29年4月1日以降に取得した設備が対象			
固定資産税の率	初年度 0.14/100（通常税率の1/10） 第2年度 0.35/100（通常税率の1/4） 第3年度 0.70/100（通常税率の1/2）			

過疎地域自立促進特別措置法における課税免除について

対象業種	旅館業・製造業・農林水産物等販売業
取得要件	2,700万円超の設備の新増設
対象期間	平成29年4月1日以降に取得した設備が対象
固定資産税の率	3年間課税免除



過疎地域とは？
日本経済の高度成長の中、農山漁村地域から都市地域に向けて、若者を中心とした大幅な人口移動が起こりました。一方で、農山漁村地域では人口の減少によって、地域の基礎的な生活条件の確保にも支障をきたすようになり、産業の担い手が不足するなど、結果として地域の生産機能が低下することとなりました。
過疎とは、このように地域の人口が減ってしまうことで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態を言い、そのような状態になってしまった地域を「過疎地域」と呼びます。
平成29年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）」の一部を改正する法律が施行され、人口要件・財政要件などの過疎地域の要件が追加・変更されました。
これにより、下田市も平成29年度から過疎地域となりました（人口減少率・0.238、財政力指数・0.495）。

人口要件 平成2年〜平成27年の国勢調査人口の減少率が21%以上
財政要件 平成25年度〜平成27年度の3か年の財政力指数（自治体の財政力を示す指数で、大きいほど財政的に余裕がある）の平均が0.5以下
優遇制度を利用するには？
対象業種や対象設備の要件に該当し、市税の優遇制度の利用を希望する場合や、国税・県税について税務署又は県へ申告をする場合、実施した設備投資の内容が計画に適合しているかどうか、市による確認を事前に行う必要があり、確認のため申請書は市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
詳細は市ホームページ又は左記までお問い合わせください。
問合せ先
統合政策課政策推進係
☎22212
税務課資産税係
☎22218
※国税については下田税務署 ☎20185、県税については下田財務事務所 ☎2014へお問い合わせください。

市では、半島振興対策実施地域及び過疎地域での安定的な就業機会の確保や産業振興の促進を図るため、市税（固定資産税）を軽減する特例制度を創設しました。
これにより、各種要件に該当する場合には、市税（固定資産税）のほか、国税（所得税・法人税）の割増償却や県税（事業税・不動産取得税等）の軽減措置を受けることができます。
市税の優遇制度の内容
固定資産税の優遇制度とは、対象業種を営む事業者（別表参照）が、半島振興対策実施地域や過疎地域の区域内で、その事業に使用する設備（建物及び付属設備、機械及び装置等の減価償却資産）を新設又は増設し、供用した場合などに市税（固定資産税）の軽減ができる制度です（土地は取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に対象となります）。
なお、半島振興対策実施地域における特例と過疎地域における特例は重複しての活用はできないため、いずれかの制度を選択することとなります（国税については半島振興法が優先されます）。
それぞれ、取得要件や固定資産税の軽減率が異なっておりますので利用を検討の際にはご注意ください。

半島振興対策実施地域とは？
半島振興法に基づく指定を受けた地区のことです。下田市は市の全域が指定されています。
半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食糧の安定供給等の重要な役割を担っていますが、三方を海に囲まれることで平地に恵まれず、幹線交通体系から離れているなどの制約があることから、産業基盤や生活環境の整備等が他の地域と比べて低位にあります。このような半島の地域振興を図るため、半島振興法が制定され各種施策が講じられています。
この度、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、沼津市の一部（旧戸田村）が属する伊豆中南部地域では、同様の市町村税の特例制度を創設しました。

